

浜松市指定袋に関する要綱

(趣旨)

第1条 浜松市一般廃棄物処理実施計画に基づき、浜松市指定袋（以下「指定袋」という。）について必要な事項を定める。

(指定袋の規格)

第2条 「もえるごみ」、「もえないごみ」及び「プラスチック製容器包装」を家庭から排出する際に使用する指定袋の規格は別表のとおりとする。ただし、市長が別に定める規格により発注する指定袋については、この限りでない。

2 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の指定袋は、ポリエチレンを素材とする容量が45リットル以内のものとし、内容物を識別できる程度の透明性を有する袋とする。ただし、レジ袋を含むプラスチック製容器包装は除くものとする。

(指定袋の承認申請及び承認通知)

第3条 指定袋(第2条第2項にかかるものを除く。以下同じ。)を製造しようとする者(以下「申請者」という。)は、指定袋承認申請書(第1号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項但書の規定により市長が発注する場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款、登記簿記載事項証明書及び納税証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、住民票等身分を証明する書面の写し及び納税証明書
- (3) 申請する指定袋の寸法、形状の分かる見本及び印刷図面
- (4) 使用する顔料及びインクの成分証明書
- (5) 指定袋の厚さ及び引張強度(縦・横)に関する証明書(公的機関発行の証明書等)
- (6) 販売ルート、市内の予定取引販売店及び指定袋1枚当たりの販売予定価格一覧
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項により申請された指定袋の寸法等が、規格に適合する場合は、当該申請者に指定袋承認通知書(第2号様式)により通知し、適合しない場合は、指定袋規格不適合通知書(第3号様式)により通知する。

4 前項の規定により承認通知を受けた者(以下「製造者等」という。)は、承認を受けた指定袋を販売までに市長に提出しなければならない。ただし、提出する物は市長から別に指示をする。

(改善の指示)

第4条 市長は、製造者等が製造した指定袋が規格に適合しないときは、規格不適合の事項について改善を指示することができる。

2 市長は、前項の指示等を受けた者が当該指示等に従わない場合であつて、次の事項に該当するとき、当該製造者等に規格不適合であることを指定袋承認取消通知書（第4号様式）により通知し、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 要綱に違反したとき。
- (2) 市長の指示又は指導に従わないとき。
- (3) 虚偽の申請を行ったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

3 前項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに承認通知書を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第2項により承認を取消された者の申請を取消の日から2年間承認しない。

5 市長は、承認を受けていない者が承認を受けたものとして指定袋を製造又は販売した場合において、当該者から申請を受けたときは、その事実が判明した日又はその事実がなくなった日のいずれか遅い日から2年経過する日までは、承認しない。

(変更の申請)

第5条 製造者等は、承認を受けた指定袋の内容に変更が生じた場合、指定袋変更申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、別図1の注意事項及び標語の変更についてはこの限りでない。

2 前項の申請書には、第3条第2項各号に掲げる書類のうち、変更の内容に必要とされるものを添付しなければならない。

3 市長は、前項により申請された変更内容が、適当と認める場合は、当該製造者等に指定袋変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

(製造の廃止等)

第6条 製造者等は、指定袋の製造を廃止するときは、指定袋製造廃止届出書（第7号様式）により市長に届出なければならない。

(製造者等の責務)

第7条 製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成24年6月8日から施行する。ただし、第2条については平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第2条の規定による指定袋は、平成25年1月1日から使用することができる。
- 3 この要綱の規定による改正前の旧要綱の規定（第2条を除く。）は、平成25年3月31日までなおその効力を有する。
- 4 この要綱の規定による改正前の旧要綱第2条の規定は、平成25年6月30日までなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

浜松市指定袋の規格

指定袋	対象品目	もえるごみ・もえないごみ・プラスチック製容器包装	
	材質	高密度ポリエチレン製	
		可能な限り再生原料を使用するよう努めること。ただし、使用する再生原料は無着色のもののみとすること。	
	形態	角型袋 又は ベロ付き手提げ型袋（ガセット付き可）	
	容量	45リットル、30リットル、20リットル、10リットル	
	厚さ	実測 0.02mm 以上	
	引張強度	縦・横ともに 29.4MPa（300kgf/cm ² ）以上 ※ 測定は、JIS Z 1702を準拠する。	
	袋色	半透明の無色	
	透明度	内容物が識別でき、新聞等の活字が透けて読める程度の透明度を有すること。	
	表示	<ul style="list-style-type: none"> ・片面1色印刷とする。 ・表示内容は、以下（別図1）のとおりとし、ロゴマークのデザイン等は浜松市が提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 袋名称 家庭用ごみ袋（日本語、ポルトガル語、英語） ② 承認番号 ③ 注意事項（日本語、ポルトガル語、英語） ④ 標語 ⑤ 自由記載欄 ⑥ 製造業者名 ⑦ 市ロゴマーク 	
印刷色		深緑色（DIC 第19版 379 相当） <ul style="list-style-type: none"> ・印刷面は、水をつけた手でもんでインクのはく離がないこと。 ・表示に使用するインクは、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属等の、焼却、埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。 	
外装袋	材質等	<ul style="list-style-type: none"> ・材質はポリプロピレンまたはポリエチレンとする。 ・大きさは指定しない。 ・上部及び下部については、外装袋を持った際に中の指定袋が落ちない程度のヒートシール強さとすること。 ・指定袋は1枚ごとに容易に取り出せるように折りたたんで外装袋に納め、外装袋にはミシン目を入れた取り出し口を入れること。 ・外装袋に収容する指定袋の枚数は指定しない。 	
	表示	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容の例は別図2のとおりとする。 ・表示に使用するインクは、指定袋の印刷色と同等色を基本とし、必要に応じて、その他の色を加えることができる。 ・表示に使用するインクは、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属等の、焼却、埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。 ・表示内容が容易に読み取れるように表示すること。 ・家庭用品品質表示法に基づく表示（名称、住所、電話番号等）を記載すること。 	

浜松市指定袋 承認番号××××号

家庭用ごみ袋

Saco de Lixo Doméstico da cidade de Hamamatsu
Hamamatsu City household waste rubbish bags

〇〇リットル

注意事項(日本語)

注意事項(ポルトガル語)

注意事項(英語)

標語

自由記載欄



浜松市

製造業者名

- ・上記の表示内容は必ず印刷することとする。
- ・文字等の大きさ等はレイアウト例を参考に、見本に近い表示とすること。ただし、右下部の「浜松市ロゴマーク」については別図3で定めたものに限る。なお、使用については「浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル」に従うものとし、「浜松市市章・ロゴタイプ等使用承認要領」第4条第1項に基づく使用申請書を市長に提出する。
- ・注意事項(日本語、ポルトガル語、英語)及び標語は、浜松市が別に通知する。

浜松市指定袋 承認番号 × × × × 号

家庭用ごみ袋

Saco de Lixo Doméstico da cidade de Hamamatsu
Hamamatsu City household waste rubbish bags

厚さ、寸法、〇枚入 〇〇リットル

家庭用品品質表示法に基づく表示
(名称、住所、電話番号等)

浜松市が収集する「もえるごみ」、「もえないごみ」、「プラスチック製容器包装」専用のごみ袋です。

- ① ロゴマーク
- ② ロゴタイプ及びマスコットキャラクター

- ・上図の表示内容は必ず印刷することとする。ただし、破線部「① ロゴマーク」、「② ロゴタイプ及びマスコットキャラクター」は、そのいずれかを印刷する。
- ・外装袋の表示は、いずれも表示例であり、字体、配置及び寸法等については特に定めない。ただし、ロゴマーク、ロゴタイプ及びマスコットキャラクターについては別図3で定めたものとする。なお、ロゴマーク、またはロゴタイプを使用する場合は「浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル」に、マスコットキャラクターを使用する場合は『浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん」デザインマニュアル』にそれぞれ従うものとする。
- ・本市が定める事項以外の表示をする場合には、袋全面の面積の4分の1以内に表示すること。

別図3

① ロゴマーク



浜松市

② ロゴタイプ

浜松市

③ マスコットキャラクター「出世大名 家康くん」



出世大名
家康くん

©浜松市

はまつ福市長

指 定 袋 承 認 申 請 書

（あて先）浜松市長

住 所
 申請者 氏 名（名称）
 代表者
 電 話

下記のとおり指定袋を製造したいので、浜松市指定袋に関する要綱第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 申請の概要（該当項目を○で囲む、及び記入してください。）

材 質					
形 状	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）
容 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
寸 法	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 み	mm	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa
使 用 す る イ ン ク	個別	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
	外装袋	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番

※ガゼット付の袋の場合には（ ）内に○をつける。

※手提げ型袋の寸法の数値は、ガゼット巾を合計したものを記入する。（ガゼット巾の数値は折込部を広げた値とする。）

裏面に続きます。

2 申請者

本社所在地	〒 ー		
代表者氏名			
電話番号		業 種	製 造 業 ・ 輸 入 販 売 業
資 本 金		従 業 員 数	

3 申請手続及び指定袋の製造販売等の諸業務を担当する連絡先

所 在 地	〒 ー		
所属部課名			
役職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-M a i l			

4 主たる製造場所

国内生産の 場合	名 称 所 在 地 電話番号
外国から輸入の 場合	名 称 所 在 地

5 遵守事項

承認を受けて指定袋を製造する場合は、以下の事項について遵守します。

- (1) 浜松市指定袋に関する要綱を遵守するとともに、市の指導等を誠実に従います。
- (2) 指定袋の品質の管理及び流通に十分留意し、指定袋の円滑な製造及び販売が行われるように努めます。
- (3) 承認の取り消しを受けた場合は、直ちに販売店等に流通している指定袋を回収し、廃棄物として適正に処理します。
- (4) 今後、指定袋制度の変更及び指定袋に関する要綱等の変更による、製造・販売等に関する責任は、浜松市には問いません。

通知年月日	承認番号	廃止年月日	不適合通知年月日
年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日

※太枠内記入不要

年 月 日

指 定 袋 承 認 通 知 書

様

浜松市長

印

年 月 日付で申請のあった指定袋は、規定に適合しているため、浜松市指定袋に関する要綱第3条第3項により下記のとおり通知します。

記

1 承認年月日 年 月 日

2 承認番号 第 号

3 承認する指定袋の内容

材 質					
形 状	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）	角型・手提げ型 ガゼット（ ）
容 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
寸 法	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 み	mm	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa
使 用 す る イ ン ク	個別	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
	外装袋	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番

※手提げ型袋の寸法の数値は、ガゼット巾を合計したもの。（ガゼット巾の数値は折込部を広げた値とする。）

裏面に続きます。

4 申請者

本社所在地	〒 ー		
代表者氏名			
電話番号		業 種	製 造 業 ・ 輸 入 販 売 業

5 その他

- (1) 承認通知書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに指定袋変更申請書（第5号様式）を提出すること。
- (2) 指定袋が規格に適合しないときは、浜松市指定袋に関する要綱第3条により規格不適合の内容について改善を求めます。

年 月 日

指 定 袋 規 格 不 適 合 通 知 書

様

浜松市長

印

年 月 日付で申請のあった指定袋について、規格適合確認を行いました。が、下記のとおり規格不適合と認められるので浜松市指定袋に関する要綱第3条第3項により、指定袋規格不適合を通知します。

記

不適合理由：

年 月 日

指 定 袋 承 認 取 消 通 知 書

様

浜松市長

印

年 月 日付で承認番号 第 号の指定袋承認通知について、当該指定袋が規格不適合と認められるので浜松市指定袋に関する要綱第4条第2項により下記のとおり取消します。

記

1 承認年月日 年 月 日

2 承認番号 第 号

3 取消年月日 年 月 日

- 4 取消理由
- 要綱に違反した。
 - 市長の指示又は指導に従わない。
 - 虚偽の申請を行った。
 - その他市長が認めるとき。

()

指 定 袋 変 更 申 請 書

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 氏 名（名称）
代表者
電 話

年 月 日付で承認を受けた内容に変更が生じたので、浜松市指定袋に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 第 号
- 2 変更理由及び内容

※指定袋の追加・廃止内容記入欄（該当項目を○で囲む、及び記入してください。）

内 容	追加・廃止	追加・廃止	追加・廃止	追加・廃止
材 質				
形 状	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）
容 量	リットル	リットル	リットル	リットル
寸 法	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 み	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa
使用するインク	個 別	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
	外 装 袋	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番

※ガセット付の袋の場合には（ ）内に○をつける。

※手提げ型袋の寸法の数値は、ガセット巾を合計したものを記入する。（ガセット巾の数値は折込部を広げた値とする。）
裏面に続きます。

3 申請者

本社所在地	〒 ー		
代表者氏名			
電話番号		業 種	製 造 業 ・ 輸 入 販 売 業
資 本 金		従 業 員 数	

通知年月日	承認番号	廃止年月日	不適合通知年月日
年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日

※太枠内記入不要

年 月 日

指 定 袋 変 更 承 認 通 知 書

様

浜松市長

印

年 月 日付で変更申請のあった指定袋は、規定に適合しているので、浜松市指定袋に関する要綱第5条第3項により下記のとおり通知します。

記

1 承認年月日 年 月 日

2 承認番号 第 号

3 変更を承認する指定袋の内容

内 容	追加・廃止	追加・廃止	追加・廃止	追加・廃止
材 質				
形 状	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）	角型・手提げ型 ガセット（ ）
容 量	リットル	リットル	リットル	リットル
寸 法	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 み	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa	縦 MPa 横 MPa
使用する インク 袋	個別	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
	外装	メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番
		メーカー 品番	メーカー 品番	メーカー 品番

※手提げ型袋の寸法の数値は、ガセット巾を合計したもの。(ガセット巾の数値は折込部を広げた値とする。)

裏面に続きます。

4 変更を承認する申請者

本社所在地	〒 —		
代表者氏名			
電話番号		業 種	製 造 業 ・ 輸 入 販 売 業

5 その他

- (1) 承認通知書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに指定袋変更申請書（第5号様式）を提出すること。
- (2) 指定袋が規格に適合しないときは、浜松市指定袋に関する要綱第3条第3項により規格不適合の内容について改善を求めます。

年 月 日

指 定 袋 製 造 廃 止 届 出 書

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 氏 名（名称）
代表者
電 話

浜松市指定袋に関する要綱第6条の規定により下記のとおり届け出します。なお、承認を取消された後、異議の申出は一切いたしません。

記

- 1 承認年月日 年 月 日
- 2 承認番号 第 号
- 3 廃止年月日 年 月 日
- 4 廃止理由

通知年月日	承認番号	廃止年月日	不適合通知年月日
年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日

※太枠内記入不要